

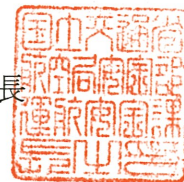


No.局20-001

国空航第3564号  
令和2年3月31日

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長



小型航空機等の運航に係る法令遵守及び安全優先の意識の徹底について  
(特定操縦技能審査の適確な実施)

小型航空機等の運航に関しては、これまでも航空安全講習会等を通じて、法令遵守及び安全優先の意識の徹底を図るとともに、小型航空機等に係る安全推進委員会において、有識者や関係団体の意見を踏まえながら、更なる安全対策を検討・推進してきたところです。

しかしながら、平成29年8月14日に奈良県山辺郡山添町の山林への小型飛行機が墜落して機長と同乗者1名が死亡する航空事故が発生し、昨年7月25日に運輸安全委員会から事故調査報告書が公表されたところ、その後、大阪航空局が行った調査により、当該機長に対し操縦技能審査員が航空法に基づき実施した定期的（2年毎）な技能審査（特定操縦技能審査）のうち、平成26年4月27日に実施した審査については、少なくとも実技審査を実施せずに合格と判定し、実技審査を含め特定操縦技能審査を行ったものとして大阪航空局に審査結果を報告したことが判明しました。

また、当該操縦技能審査員が、平成30年2月11日に当該機長とは別の個人操縦士に対し行ったとされる特定操縦技能審査においても、少なくとも実技審査を実施せずに合格と判定し、実技審査を含め特定操縦技能審査を行ったものとして大阪航空局に審査結果を報告したことが判明しました。

航空法施行規則第162条の14第2項の規定により、特定操縦技能審査は、口述審査及び実技審査により行うこととされていますが、当該操縦技能審査員は、上記審査において同規定に違反して、少なくとも実技審査を行わずに合格と判定し、虚偽の審査結果の報告を行ったものと認められました。

これらの行為は、操縦士の航空法令や安全確保を含めた知識及び技能を定期的に審査する操縦技能審査員として、法令遵守及び安全優先の意識が大きく欠落しているものと認められ、操縦技能審査員としての適格を著しく欠くものであります。

これを受け、大阪航空局は、本年3月27日付で当該操縦技能審査員に対し、航空法第71条の3第4項の規定に基づく操縦技能審査員の認定の取消しを行うとともに、本日本件公表しました。

特定操縦技能審査制度は、操縦士の操縦技能の維持とともに、法令遵守及び安全意

識の徹底を図るものであり、航空の安全確保にとって極めて重要なものです。小型航空機等の運航の安全性向上のために取組む中で、今回の事案が発生したことは、航空安全に対する信頼を失墜させかねないものであり、極めて遺憾です。

つきましては、貴団体等におかれましても、下記のとおり小型航空機等の法令遵守及び安全優先の意識徹底のための指導・周知を図って頂きますようお願いいたします。

なお、国土交通省航空局としても、特定操縦技能審査の結果報告の厳格な確認や立入検査等を通じて操縦技能審査員に対する指導・監督を強化するとともに、操縦技能審査員に対して受講が義務付けられている定期講習等により法令遵守・安全意識の徹底を図るなど、同種事案の再発を防止するための取組を進めていくことを申し添えます。

#### 記

1. 傘下会員及び関係団体等に対し、速やかに、本事案の事例周知をし、特定操縦技能審査制度を含めた法令遵守・安全優先の意識向上を図ること。また、安全講習会を含めたあらゆる機会を通じて継続的に注意喚起・周知徹底を図ること。
2. 傘下の操縦技能審査員に対し、速やかに、本事案の事例周知をし、法令遵守・安全優先の意識向上に加え、特定操縦技能審査の的確な実施の徹底を図ること。また、安全講習会を含めたあらゆる機会を通じて継続的に注意喚起・周知徹底を図ること。
3. 航空法令の違反又はそのおそれがあることを知り得たときは航空局に対して速やかに報告すること。

以上